

サパティスタ民族解放軍 と チアパス和平交渉

淵 上 隆

はじめに

1994年1月1日早曉、サパティスタ民族解放軍(EZLN)と自称する武装集団が、メキシコのチアパス州内の4都市を一時的ながら制圧した事件が世界の耳目を集めることは記憶に新しい。そして、この地域のマヤ系先住民を主体としたEZLNは、「抑圧の500年」、「先住民の大義」を強調して内外の世論の支持と同情を喚起した。翌95年2月7日、筆者は同州サン・クリストバル・デ・ラス・カサス（以下、サン・クリストバル）に所在する南部国境学院(Colegio de la Frontera Sur)の文化人類学者の案内を得て、チアパス・セルバの南縁にあたり、グアテマラとの国境に接する先住民チョル族の村に向かっていた。軍の最後の検問所を過ぎて、「ここから先はサパティスタの領域」と言われた時は少々緊張したが、しかし、表面的には長閑な農村の風景が展開していただけであった。この当時は事実上停戦中ではあるが、しかし和平交渉の見通しも全く立たない中途半端な時期で、2日後の2月9日に、政府が指導者マルコス副司令

官の正体を明らかにして軍事攻勢に転ずることになるとは、筆者は知る由もなかった。

それからさらに1年以上経過した現在、政府とEZLNを取り巻く環境は激変している。1995年4月には和平交渉が始まり、96年2月には政府とEZLNの間に、後述するような初の合意文書が署名された。中米諸国のゲリラとの和平交渉の経緯と比較してもきわめて早い事態の展開である。もちろん、チアパス州が抱えてきた根本的な問題が解決されつつあるなどと言うつもりはない。しかし、政府とEZLNの関係に関する限り望ましい方向に向かいつつあり、EZLNのマスコミにおける取扱いも激減した。その意味で、メキシコ国内の世論のチアパス問題に対する関心は著しく減じていると言って差し支えない。

本稿では、EZLNの武装蜂起から現在にいたるまでの、特に政府との関係の経緯をそれぞれの時点におけるメキシコの内政状況と関連させながら記述した上で、これまでの双方の合意内容からEZLNが目指す目標を考察し、さらにEZLNが公表した重要文書を基に、EZLNの意図するところを裏づけてみたいと考える。加えて、武装蜂起が

生じた背景を、貧困、抑圧の歴史、地方の暴力や人権侵害などとは別の観点から略述してみたいと考える。

1 チアパス和平交渉の経緯と現状

EZLN の蜂起から現在に至るまでの政府と EZLN の関係についての詳細は、第 1 表を参照願いたいが、見てのとおり糺余曲折を経てきた。以下に、各時期の特徴をその時期におけるメキシコ内政状況全般の中において見てみたい。

1. 軍事対立の時期（1994年 1月 1日～ 1月16日）

EZLN が武装蜂起によりチアパス州内 4 都市を一時的に制圧して、その存在が世界的に注目を集めた。戦闘により少なくとも 140 名、恐らく 200 名程度の死者が出た。サン・クリストバルのサムエル・ルイス司教は、後に和平交渉において重要な役割を果たすことになる「全国仲裁委員会」(CONAI) を結成する一方、政府は当時外相であったマヌエル・カマーチョを和平調整官 (Comisionado para la Paz) に任命し、サリーナス大統領が軍に停戦命令を出すまでの時期である。大統領選挙の年という事情もあり、サリーナス大統領は武力鎮圧の道を選択せず、和平交渉を模索する決定を行なった。

2. 和平模索の時期（1994年 1月 17日～ 6月18日）

政府の軍に対する停戦命令に呼応して EZLN が対話に応じる旨発表し、実際に和平交渉が始まり、ほぼ暫定合意にこぎつけながらも EZLN がこれを拒否し、カマーチョが和平調整官を辞任するまでの時期である。この時期の 3 月 23 日にコロシオ大

統領候補が暗殺されたため、国内政治情勢はチアパス問題どころではなくなった觀がある。

3. 停滞の時期（1994年 6月 19日～ 95年 1月 12日）

政府はカマーチョの後任にホルヘ・マドラソ(国家人権委員会委員長)を和平調整官に任じ、交渉継続の意図を表明し続けるが、8 月 21 日の大統領選挙を控え、またサリーナス政権も末期となり、現実には交渉への動きは停滞した。9 月 28 日には与党制度的革命党 (PRI) 幹事長フランシスコ・ルイス・マシェが暗殺され国内政情は不安定感を高める中、EZLN は政府に交渉打ち切りを表明した。大統領選挙と同日に実施されたチアパス州知事選挙で、PRI のエドゥアルド・ロブレドが当選したことを、野党の民主革命党 (PRD) が選挙不正によるものと糾弾し、EZLN もこの選挙を不正選挙と主張して、ロブレドが知事に就任すれば停戦は終了したものとみなすと述べていた。

1994年12月 1 日にセディージョ政権が発足した時のチアパス情勢はこのような閉塞状態にあり、同年12月 8 日にはロブレドが州知事に就任したので、EZLN 側からみれば停戦は終了したことになつたのである。また、12月 19 日には EZLN が戦闘配置についての報道がなされ、これは結果的には誤報であったが、翌日からの通貨危機の大きな引き金となつたのである。

4. 再び和平模索の時期（1995年 1月 13日～ 2月 7 日）

セディージョ大統領は選挙運動の時期からチアパス問題を平和的に解決すると強調していたが、政権就任後直ちにその旨を公式に表明した。政府は EZLN 寄りであるとされてきた CONAI を和平交渉の仲裁役と認定し、交渉における政府側当事

者を内務省とすることを発表し, EZLN もこれを受け入れて CONAI に仲裁を依頼した。経済的には政府は通貨危機の対応に忙殺されていたが, 1995 年 1 月 15 日にはエステバン・モクテスマ内相がマルコス副司令官と会談し, その翌日に EZLN は無期限の停戦に入ると発表し, いよいよ和平交渉が再開されるかに見えた。

5. 政府の軍事攻勢の時期（1995年2月8日～2月13日）

しかし, 政府は 2 月 8 日にベラカルス州, メキシコ州などにおける EZLN の細胞を摘発し関係者を逮捕する措置に出て, 翌 9 日にはセディージョ大統領は演説により, EZLN は「チアパスのものでもなく」, 「先住民のものでもない」と非難して一転して軍事攻勢に転ずることになった。また, マルコス副司令官ら幹部の正体を明らかにし, これに逮捕状を発出したのである。しかし, 実際には政府軍と EZLN が遭遇して戦闘になるような事態はなく, チアパス州の EZLN の幹部も逮捕されることもないまま, セディージョ大統領は再び「対話の道を探る」として軍の侵攻を止めることになった。突然の軍事攻勢への転換^{*1}とその数日後の和平路線への復帰という腰の定まらない政策は, 政権発足後間もない通貨危機とともにセディージョ政権の不安定感を高めることになった。

6. 和平交渉の時期（1995年2月14日～現在）

政府は軍の侵攻を停止せしめ, これに合わせるようにロブレド・チアパス州知事が和平交渉の障害にならないようにとの意図をもって辞任した。1995 年 3 月には, 政府は「チアパス州における対話, 調停および尊厳ある和平のための法律」(以下, 「対話法」と略) を成立させた。これは, 30 日間の逮捕状の執行停止(後に, 和平交渉が継続する期間中

は執行を停止するべく期限を延長), 和平合意後の恩赦, 和平交渉における立法府との橋渡し役となるべく, 国会に議席を持つ 4 政党の代表で構成される「調停・和平作業委員会」(COCOPA)^{*2}の設置などを規定していた。EZLN も「対話法」の成立を評価し, 和平交渉を再開させる意図ありと表明して, 予備交渉を経た上で 95 年 4 月 22 日に, 双方は CONAI を仲裁役とし, COCOPA をオブザーバーとして再開第 1 回目の和平交渉がチアパス州サン・アンドレス・ララインサルにおいて始まったのである。94 年 10 月 10 日に EZLN が正式に交渉打ち切りを表明してから 6 カ月, 途中軍事攻勢のような深刻な状況を経たものの, 他国におけるこの種の和平交渉の例と比較しても迅速な交渉の再開であると言える。

これ以降, 現在まで 7 回にわたる交渉と, その中から武装蜂起に至る原因となった諸問題を討議するということで予定された「先住民の諸権利と文化」, 「民主主義と正義」, 「福祉と開発」, 「チアパス州の女性と権利」の四つの大テーマについての討議のうち, 「先住民の諸権利と文化」についての基本合意に達し, 続いて「民主主義と正義」に関する討議に入りつつあるのが現在の状況である。

この間, EZLN の最高指導者と目されるフェルナンド・ヤニエス(通称, ヘルマン司令官)のメキシコ市での逮捕^{*3}や一時的な交渉の暗礁への乗り上げもあったが, 1996 年 1 月 1 日(武装蜂起 2 周年)に, マルコス副司令官が「政党でもなく選挙にも参加しない新しい政治勢力としてのサバティスタ民族解放戦線(FZLN)を目指す」と述べ, また, 同年 1 月 7 日には, 94 年 2 月のカマーチョ和平調整官(当時)との和平交渉の時にサン・クリストバルに姿を見せて以来初めて同市に再びマルコスが姿を見せ, 「対話こそが唯一の道」とまで発言するようになったのである^{*4}。そして, 96 年 2 月 17 日に

は、「先住民の諸権利と文化」の討議の結果の基本合意文書に双方が署名し、これが武装蜂起以来初めての実質的な合意となった。

* 1 平和的解決を主張してきたセディージョ政権が何故突如軍事攻勢に転じたのか真相ははっきりしない。ただ、和平交渉が開始されないままEZLNが存在していると、いつまた1994年12月の通貨危機の引き金のような事態になるかも知

れないと危惧は政府にあったと思われる。また、モクテスマ内相とマルコス副司令官の会談中に軍が独自に動き始め、マルコスが激怒して会談が決裂しかかったとの噂があり、政府とEZLNに不信が高まったとも言われている。実際に、その後のEZLNの文書においては、モクテスマ内相は敬称なしの呼び捨てになっており、EZLNがモクテスマ内相を嫌ったのは事実のようである。さらに、推測の域を出ないが、発足

第1表 チアパス和平交渉のクロノロジー

1994年

- 〈軍事対立の時期〉
- 1月1日 EZLN武装蜂起。第1次「ラカンドン密林宣言」
- 8日 ルイス司教、全国仲裁委員会(CONAI)を結成
- 10日 政府、カマーチョを和平調整官に任命
- 12日 軍に停戦命令
- 〈和平模索の時期〉
- 17日 EZLN、政府との対話に応じる旨発表
- 18日 カマーチョ和平調整官、和平のための提案発表
- 2月21日 マルコス副司令官、カマーチョ和平調整官、ルイス司教が出席し、政府とEZLNの和平交渉開始
- 3月2日 EZLNの要求する34項目中、32項目について暫定合意達成
- 23日 (コロシオ大統領候補暗殺)
- 29日 (セディージョ、PRIの次期大統領候補に指名)
- 5月1日 政府とEZLNの交渉再開
- 6月12日 EZLN、暫定合意を拒否
- 16日 カマーチョ、和平調整官を辞任
- 〈停滞の時期〉
- 19日 ホルヘ・マドラソ、新和平調整官に就任
- 7月1日 マドラソ和平調整官、交渉継続の意図を表明
- 9日 第2次「ラカンドン密林宣言」(全国民主会議召集の呼びかけ)

20日 ルイス司教、和平交渉再開を呼びかけ

8月21日 (大統領選挙、チアパス州知事選挙)

9月28日 (ルイス、マシェPRI幹事長暗殺)

10月10日 EZLN、政府との交渉打ち切りを声明

12月1日 (セディージョ大統領就任)

8日 ロブレド、チアパス州知事に就任

〈再び和平模索の時期〉

- 13日 セディージョ大統領、和平交渉再開の意志を表明
- 19日 EZLNがチアパスで戦闘配置についたとの報道
- 20日 (通貨危機勃発)
- 24日 政府、CONAIを仲裁機関として認める旨表明
- 27日 EZLN、和平交渉の政府側代表として内務省を認める旨発表。また、CONAIに仲裁依頼を表明

1995年

- 1月1日 第3次「ラカンドン密林宣言」(民族解放運動結成の呼びかけ)
- 15日 モクテスマ内相・マルコス副司令官会談
- 16日 EZLN、無期限の一方的停戦を発表
- 〈政府の軍事攻勢の時期〉
- 2月8日 ベラクルス州等でEZLNの関係者逮捕
- 9日 セディージョ大統領演説、軍事攻勢へ転換。政府はマルコス副司令官らの正体を公表し逮捕状を発出
- 〈和平交渉の時期〉
- 14日 セディージョ大統領、演説で対話の道を

間もないセディージョ政権が独自に調査してマルコスらの正体をつきとめたとは思えず、従来から情報を握っていた軍諜報部が情報を政権に提供したのであろうと思われるが、これにより軍からの軍事攻勢への突き上げがあったと考えられる。もしこの仮説が正しいなら、軍事攻勢中にマルコスの逮捕に失敗した軍は面目を失ったことになり、その後すぐさま政府内の和平交渉派が発言力を回復して和平交渉路線に復帰し

たことが無理なく説明できる。

- * 2 国会に議席を有する政党の代表として上院議員 6 名、下院議員 8 名から構成される。
- * 3 「ヘルマン司令官」が逮捕された1995年10月21日は、和平交渉の実質的な討議「先住民の諸権利と文化」が始まった直後であった。なぜこの時期に誰が逮捕したのかも発表されていない。和平交渉への障害になるとして COCOPA から突き上げがあり、「対話法」を根拠に 1 週間後に釈

探る旨表明

ロブレド・チアパス州知事辞任

- 3月9日 「チアパス州における対話、調停および尊厳ある和平のための法律」(「対話法」)が国会で成立(11日より発効)
- 11日 EZLN、和平交渉再開の意図ありと表明
- 14日 「対話法」に基づき「調停・和平作業委員会」(COCOPA)結成
- 20日 政府、和平交渉再開のための政府案をEZLNに提示
- 24日 EZLN、政府提案を受諾
- 4月9日 双方の事前交渉。和平交渉の精神を定めた「サンミゲル宣言」発出
- 22日 再開第1回目の和平交渉実施(政府はEZLNに武器を放棄して政党になるよう要求。EZLNは拒否)
- 5月12日 第2回和平交渉(勢力引き離し交渉)
- 6月7日 第3回和平交渉(勢力引き離し交渉)
- 20日 EZLN、「全国諮問の呼びかけ」
- 28日 (モクテスマ内相辞任)
- 7月3日 (チュアイフェット内相就任)
- 4日 第4回和平交渉(EZLNは全国的問題も話合いたいと要求)
- 24日 第5回和平交渉(勢力引き離し交渉で対立)
- 8月27日 全国市民連合、EZLNの依頼を受け「全国諮問」を実施
- 9月5日 第6回和平交渉(「先住民の諸権利と文化」について討議することで合意)
- 10月2日 第7回和平交渉(「先住民の諸権利と文

化」の討議方法についての話し合い)

- 15日 チアパス州地方選挙、平穏に実施
- 18日 第1回「先住民の諸権利と文化」に関する討議開催
- 21日 フエルナンド・ヤニエス(ヘルマン司令官)逮捕(27日には釈放)
- 11月13日 第2回「先住民の諸権利と文化」に関する討議

1996年

- 1月1日 第4次「ラカンドン密林宣言」(サパティスタ民族解放戦線(FZLN)の結成を宣言)
 - 7日 マルコス副司令官、サン・クリストバルに登場。「対話が唯一の道」と発言
 - 10日 第3回「先住民の諸権利と文化」に関する討議
 - 18日 内務省、「先住民の諸権利と文化」に関する基本合意に達した旨発表
 - 2月17日 「先住民の諸権利と文化」に関する基本合意文書に署名
 - 3月5日 第1回「民主主義と正義」に関する討議(前半)開始。2月17日の合意事項に関する「検証・フォロー委員会」設置
 - 20日 第1回「民主主義と正義」に関する討議(後半)
 - 26日 マルコス副司令官、「政府が合意事項と交渉日程を忠実に守れば、97年中の和平合意署名もあり得る」と発言
 - 4月19日 第2回「民主主義と正義」に関する討議
- (出所) 筆者作成。

放された。

* 4 マルコス副司令官は、1996年1月3日からサン・クリストバルで開催されたEZLN主催の「先住民問題に関する全国フォーラム」の開会式出席のため同地を訪れたが、セルバから出発する時にトレードマークとなっていた武器と身体にかけた弾帯をはずす光景がTVニュースで大々的に放映された。これはEZLNがいざれ武器を放棄し、合法政治勢力になる方向へ転換しつつ

ある象徴的儀式として受け止められた。

2 現在までの合意内容とその性格

前述のように1995年4月22日に始まった第1回交渉（正確には再開第1回目の交渉）から、政府とEZLNの間で主たる対立点となったのはEZLNの蜂起の本質に係わる問題、すなわち、チアパスの

— 第2表 「先住民の諸権利と文化」に関する基本合意（内務省コミュニケ） —

チアパス和平交渉の枠組の中で、1月10日から行なわれてきた「先住民の諸権利と文化」に関する話し合いの結果につき、政府代表は以下のとおり報告する。

1. 8日間の話し合いの結果、双方の基本合意点は以下のようなものである。

(1) 先住民の相違の尊重、メキシコ国民を本来構成する一部としての先住民のアイデンティティの認知、そのメキシコの法体系の一部としての先住民の独自性の許容などを原則として、新たな社会協約、すなわち、国家と社会と先住民の新たな関係を構築する。

(2) メキシコ憲法において次のような権利を盛り込む。

- 政治的権利：その伝統を尊重しつつ、先住民の政治的代表性、議会および政府への参加を強化するために。
 - 法的権利：人権を尊重しつつ、そのカルゴ・システムや紛争の内部解決制度を法律により認めるために。
 - 社会的権利：人間の基本的必要を満たすべく、先住民の社会的組織形態を保証するために。
 - 経済的権利：労働や生産の効率改善のための組織を発展させるために。
 - 文化的権利：アイデンティティの保持、その創造性や文化的多様性を発展させるために。
- (3) 先住民共同体を法的実体として憲法上認知すること。双方は特に憲法第4条および第115条に改正を加える努力を行なうこと、また、関連す

る連邦法、州法その他先住民の新たな諸権利を法体系の中で統括するような法制定や法改正に努力することで合意した。

(4) 先住民やその共同体の「自律性」や「自治」に関しては、先住民の置かれたさまざまな状況やその正当な要求を考慮すべく、それを憲法や州法に認める方向で努力することで一致した。

(5) 先住民の法体系について、双方は先住民固有の権威、内部の紛争解決のための規範や手続きがメキシコの法において認知されること、また、単順な手続きにより、先住民共同体の判断や決定が、人権を侵害していない限り、国家の法当局によって認知されることが必要である旨合意した。

2. 和平交渉の方法に関する規定により、双方は本日より20日の間にそれぞれの関係者と協議を行ない、それが終了した段階で「先住民の諸権利と文化」に関する合意を正式のものとし、また、その意の執行状況をフォローし検証する委員会を形成するものとする。

3. 政府代表は、双方の意見の相違を最小限のものとしたCOCPAとCONAIの仲裁努力を高く評価する。

4. 現時点で達成された合意は満足すべきものであり、憲法の枠内において基盤が整備され、先住民の発展のためにその基盤が法として執行される方法や形態が決定されるならば、それは和平プロセスの重要な一步である。

（出所） 1996年1月18日の内務省コミュニケ。

諸問題がメキシコの全国的問題なのかチアパス州の地方問題なのかという点を巡るものであった。当然のことながら、EZLNは武装蜂起の背景にはメキシコの政治制度全般の非民主性があり、先住民問題も他地域の先住民問題と共通するものとして、和平交渉においては民主主義、正義、人権、先住民の文化などを全国的視野から捉えて討議することを要求した。他方、政府側はあくまでEZLNの蜂起をチアパス州という限定された地域における問題としてとどめたいと考え、EZLNに武器を放棄させ合法的政治勢力ないしは政党に転化させようとしたのである。

しかし、これは後述するように実際に討議され合意された内容から見て、明らかにEZLNの意図が実現しつつある。しかし、これはEZLNの交渉能力が上回っていたというより、より民主的な制度を確立しなければならないとの立場から、諸政党間で政治改革論議を進めているセディージョ政権の意図からしても、EZLNが提起した問題は本質的に全国的な問題であることは自明の理であったことによるものであろう。

もうひとつ交渉を困難にしたのは、軍とEZLNの勢力引き離し問題である。1995年2月の政府軍の軍事攻勢でEZLNの司令部が所在すると見られたグアダルーペ・テペヤックをはじめとする主要な集落は政府軍に制圧され、EZLNは密林の内奥に逃げ込んでいたが、政府軍とEZLNが偶然遭遇して戦闘となり、和平交渉を壊してしまう可能性があったため、互いに遭遇しないように両勢力の行動範囲を限定しておく問題であった。密林の内部には小集落が互いに隔たって散在しており、集落間を繋ぐ道(道路などといえる代物ではない)があるが、EZLNにとってはこの道が移動と物資補給の生命線ともなるため、政府の提案する区分け案にことごとく反対した。そのため勢力引き離しに

については、政府は討議をとりあえず諦め、現在にいたるも交渉では扱われていない。

第1回交渉から第7回交渉までの時期は、いわば「交渉の行ない方を交渉する」、あるいは「交渉のテーマを交渉する」時期であったと言える。この間双方が互いを激しく非難する局面もあったが、次第にEZLNが望む「武装蜂起に至った要因」を実質的に討議する方向へ向けて合意が形成されていく。「先住民の諸権利と文化」、「民主主義と正義」などのテーマは実質的討議のテーマとして双方の合意の下に設定されたもので、各テーマの下に分科会を設け、政府、EZLN双方がテーマに従った専門家、知識人、アドバイザーなどを指名して討議を行なう大がかりなもので、その結果を合意に集約させていくというものである。

実質討議の最初の大テーマであった「先住民の諸権利と文化」について、1996年1月18日、内務省はこのテーマに関する基本合意に達したと発表した。また、EZLNはこの合意内容をセルバ住民の投票にかけた上で(EZLNの発表によれば96%の賛成を得た由)、同年2月17日に双方は基本合意文書に署名した^{*5}。これは武装蜂起以来初の双方による合意であった。内務省コミュニケーションによる合意内容は第2表のとおりであるが、意味するところは要するに、先住民の伝統や慣習による村落運営形態を現行の法体系の中に認める方向で、先住民の政治・経済・文化等の権利の擁護と政治的・社会的参加を拡大するというものである。

具体的には、各先住民共同体には村落の諸事を決定する長老会議のようなものが伝統的に存在するが、長老会議の長を実際の行政上の長として認めるような法的裏づけ、これによる先住民共同体の自治などが想定される。また、国会や州議会においても先住民の代表を入れるための憲法や州法の改正にも繋がるであろうし、さらには、先住民

の各種族の居住区域を反映した行政区界の線引きの見直しなどにも繋がり、現行の法体系や行政制度の広範な見直しが必要となってくる。

しかし、この合意で重要なことは、政府がいかに遠大で広範な制度の改変を迫られるとは言え、EZLN の要求が武装蜂起当時の、憲法をはじめとする法体系を否定するような態度から、現行体制の枠内での改革に留まっているということである。もはや、EZLN のこの姿勢は変更されることはないであろう。

視点を転じて、現在までの和平交渉の経緯の特徴を挙げれば以下のようないくつかの諸点である。第 1 に、武装蜂起から本格的な和平交渉の開始までの期間が 1 年 4 カ月程度と、一般に中米諸国におけるようなゲリラと政府の和平交渉への動きに比較してきわめて短いことである。右に関して、筆者は、EZLN にとり当初から武装蜂起は政治交渉を行なうための手段であったのではないかという疑いを持っている。

第 2 点は、国連あるいはラテンアメリカの「友人国」などの外部の機関や外国政府が仲介の役割に当ることなく、国内の当事者同士で和平交渉が進捗していることである。これは恐らく主権意識の強いメキシコ政府にとり絶対に譲れない点であったに違いないし、チアパス問題を地域問題、せいぜい国内問題としてとどめておきたい政府にとって、当事者能力を示すために外部の仲介を避けねばならなかつたのであろう。

第 3 の点は、きわめて重要な特徴であるが、和平交渉において立法府が関与してきた点である。和平交渉は内務省と EZLN を当事者とし、ルイス司教の CONAI を仲裁役としたが、実際には「対話法」によって構成された国会議員による COCOPA の役割を無視するわけにはいかない。「解放の神学」のメキシコにおける代表的存在とされるルイス司

教と CONAI はもとより EZLN に同情的で、サリーナス政権は CONAI を仲裁役とすることを受諾しなかった。しかし、セディージョ政権はこれを受け入れることで EZLN に譲歩した形になったが、併せて COCOPA を関与させることによりバランスをとった。しかも、COCOPA は交渉の進捗を国会に連絡する機能を担ったため、合意の結果が憲法を始めとする法の改正を伴わなければならない状況になった時、それをスムーズに行なえるとの期待を背負っている。チアパスの諸問題が地域問題か全国問題かで認識の相違を見せたとき、全国的性格の問題として取り上げる方向に持っていく契機を作ったのは COCOPA であって、その存在なくして「先住民の諸権利と文化」に関する合意はなかつたであろう。

* 5 基本合意文書の全文は、*El Nacional*, 1996年 2 月 17 日に掲載されている。

3 「ラカンドン密林宣言」にみる EZLN の戦略

EZLN はこれまできわめて多数の文書をマスク等を通じて公表してきた。宣言文調のものあり、詩や小説、散文風のものあり、その数は膨大な量にのぼる⁶。しかし、その中でも数次にわたる「ラカンドン密林宣言」と「全国諮問の呼びかけ」と題する文書は、EZLN の路線上の姿勢とその変化を知る上で必読の資料である。一般に「ラカンドン密林宣言」は EZLN の武装蜂起の際の「決起の趣意書」的性格の文書としてのみ知られているが、実はそれも含めて現在まで 4 回にわたる「ラカンドン密林宣言」が発出されている。EZLN 自らが蜂起の際の宣言と同じ「ラカンドン密林宣言」と題して発表していることからしてもその後の 3 回の宣言の重要性が察せられるし、実際、この内容を丹念に追うことで、EZLN の姿勢の変化を知る

ことが可能である。以下に4回の「宣言」と筆者がもうひとつの重要文書と判断する「全国諮問の呼びかけ」と題する文書の要旨を時系列順に説明しながら、そこに認められるEZLNの姿勢の変化を分析してみたい。

1. 第1次「ラカンドン密林宣言」

(1994年1月1日)

言うまでもなくEZLNの武装蜂起の際に発表され、世界的に有名になった宣言である。「独裁的なメキシコ政府とその軍隊に対する宣戦布告と武装蜂起への結集を呼びかける内容であるが、基本的には自由と民主主義の国家を建設することが蜂起の目的であるとしており、政権を打倒してEZLNが権力を目指すというような内容のものではない。周知のようにこの日が北米自由貿易協定(NAFTA)発効の日であったため、NAFTAに向けて自由開放経済路線を推進してきたサリーナス政権に衝撃を与えた。

2. 第2次「ラカンドン密林宣言」

(1994年7月9日)

国家政党(PRI)に反対して体制の民主的移行、自由・正義のために戦う社会の民主的組織の糾合を図り、これを「全国民主会議」(CND)として組織化しようとするEZLNの意図を表明したものである。CNDは民主的移行のための政府を樹立し、新憲法を制定することを目指し、民主的変革こそ平和、正義、尊厳を実現する唯一の道であるとしている。

この呼びかけに応えて、CNDの大会は1994年8月7～9日、チアパス州アグアスカリエンテスで、メキシコの左翼団体数千名を集めて開催された。この時期は、EZLNがカマーチョ和平調整官と行なってきた暫定合意を拒否した直後で和平交渉は

挫折・停滞していた時期であり、また大統領選挙の直前でもあったので政権に対するEZLNと既成左翼勢力からの揺さぶりの性格を備えていた。

3. 第3次「ラカンドン密林宣言」

(1995年1月1日：武装蜂起1周年)

この宣言は、前記のCNDに結集した諸勢力を含むより広い勢力を結集して民族解放運動(MLN)の結成を呼びかけるものである。特に、「選挙による民主主義への道は可能」、「新憲法が制定されるまでは、1917憲法は有効であるが各種改革を盛り込まねばならない」などと明言した点で注目される。また、同宣言はMLNの主導権をクアウテモック・カルデナス(野党PRDの指導者で、同党大統領候補であった)に委ねたいとした。

この時期はセディージョ政権発足直後で、さかんに政府はEZLNへ和平交渉再開を呼びかけていたが、EZLNは反応を示さなかった時期である。同年1月15日にマルコス副司令官とモクテスマ内相が会談して、和平交渉再開への期待が持たれたが、事態は逆に2月の軍事攻勢へと流れていった。EZLNの呼びかけにもかかわらず、MLNという組織はその後も実体のある組織として結実しなかったし、カルデナスもEZLNの呼びかけに反応しなかった。MLNの結成は事実上失敗したのである。

4. 「全国諮問の呼びかけ」(1995年6月20日)

この時期、すでに和平交渉が始まっている、EZLNが自己の今後のあり方について全国民に諮問する内容の文書である。具体的にはEZLNが設定したいいくつかの質問に対して、国民有志がイエスかノーかの二者択一で答えるというもので、EZLNはこの実施を全国的なネットワークを持つ市民団体である全国市民連合(AC：野党PRD系の市民組織)に依頼した。ACはこの要請に応え、同年8月

27日に全国各地の街頭に投票所を設け国民の投票に協力した。EZLN の用意した質問の中で興味深かったのは、「EZLN は単独で新しい政治勢力に転化すべきか」、「EZLN は他の政治勢力と合同して新たな政治勢力となるべきか」という質問が含まれており、全国約108万名の投票者のうち、前者の質問に52.6%、後者の質問に48.7%が賛成票を投じたのである^{*7}。

この時期は、通貨危機の処理に目途がつき始めていたものの、それによる経済停滞が顕著に国民に意識され始め、また、通貨危機の責任の所在やサリーナス前大統領の実兄ラウル・サリーナスがルイス・マシエ PRI 幹事長の暗殺事件の首謀者として逮捕されて（1995年2月28日）から、国民の関心は日々の生活とサリーナス一族への反感へ向かい始めており、チアパス問題への関心は薄らぎつつあった頃である。

5. 第4次「ラカンドン密林宣言」

（1996年1月1日：武装蜂起2周年）

この文書はサバティスタ民族解放戦線（FZLN）の結成宣言である。この中で FZLN は「政党でもなく、選挙による公職への就任も、政権への到達も目指さない、市民の平和的な、独立した、民主的な、民族的かつ全国的な組織」と規定され、FZLN は「民主主義、自由、正義を求める政治闘争を行なう」とされている。また、EZLN の解消を意味するものではないとされているが、ならば、EZLN は FZLN の中の単なる一組織として FZLN に参加するのか、あるいは EZLN の下に種々の組織を包括しようとするのかという辺りは明確に述べられていない。また、前述の MLN との関係も明らかではなく、MLN の結成に失敗した EZLN が手を変え品を変えて提唱したのが FZLN であるとの見方も出た。実際に現在までのところ、FZLN が実

体的な組織として動き始めているとは言い難い。

以上、EZLN が発表した重要文書について概観したが、この内容の流れの中に認められる EZLN の姿勢の変化について若干分析してみたい。

まず気づくことは、EZLN が広い支持勢力を糾合しようとするため、その呼びかけの範囲を次第に拡大していく、その方向性である。第1次宣言は単なる宣戦布告であるが、第2次宣言では CND という形でいわば伝統的左翼をチアパスに結集することにある程度成功した。第3次宣言では CND を含めて MLN を結成することを呼びかけており、「全国諮問の呼びかけ」では国民への諮問を行ない、恐らくそれを反映する形で第4次宣言の FZLN 結成宣言となっているものである。また、EZLN の呼びかけ対象が拡大する傾向にもかかわらず、必ずしも頤在する形で成果があがっていない点にも注目すべきである。CND 大会だけは一定の成果を収めたが、これは武装蜂起の興奮が未だ冷めず、しかも大統領選挙の直前であった時期的要因が影響しているものと思われる。

第2の特徴として、各重要文書の内容において次第に EZLN の姿勢が軟化する方向性が挙げられる。例えば、第1次宣言で「宣戦布告」を行なつてみたものの、第2次宣言で「民主的移行」を強調し、第3次宣言では1994年の大統領選挙に言及して「選挙による民主主義への道は可能」と述べ、新憲法の制定までの現行憲法の有効性を認める言及を行なっている。この第3次宣言の頃は和平交渉への見通しが立たず緊張した状況にあったが、その頃でさえ EZLN がこのような姿勢を示していたことは今更ながら注目して良いことである。その後、「全国諮問の呼びかけ」では都合の悪い質問は避けながらも、国民に呼びかけの対象を拡大し、第4次宣言では、FZLN は（武力闘争ではなく）政

治闘争であると断言するまでになったのである。

以上のように見てくると、EZLNは登場の仕方こそ劇的であったが、最初から政治交渉へのタイミングを狙っていたのではないかと思われる。また、今になって考えれば無理もないことと思われるが、当初からメキシコ政府はもちろん、事態の成行きを観察していた多くの人々も、EZLNの性格を読み誤ったのではないかという気がしないでもない。第1次「ラカンドン密林宣言」を吟味してみても、一種の宣戦布告文であるから激越な表現はあるものの、決して伝統的な意味での革命を想定させるような部分はなく、自由、民主主義、法治の回復、土地・医療・住宅・教育などの国民の基本的要求の達成など、誰が見ても尤もなことと思わせるような内容であり、その要求は政府でさえ実現させなければならないと考えているような内容である。いわば改良主義的なものである。EZLNが当初から共産ゲリラではなさそうだ(少なくとも表面上は)ということは感じられており、「先住民の大義」を掲げる先住民による武装集団ということでこれまでのゲリラとは異質であることは早い段階から認識されていたと思われるが、武装蜂起という手段を採ったため、EZLNの性格判断に迷いがあったことは否めないと思われる。

和平交渉の経緯あるいはすでに述べた数次の「ラカンドン密林宣言」の内容からして、恐らくEZLNは「早いうちに政治交渉に入りたかった」のであろうと思われる。また、誤解を恐れずに言うならば、EZLNの戦略は武装革命運動ではなく、「武装改良主義運動」とでも言うべき前代未聞の戦略であると言えよう。実にこの本質こそが武装蜂起から比較的早い時期に和平交渉に移れた理由であり、また内外の世論に一定の支持を獲得している理由であろう。ならば、改良主義のために武装蜂起という極端な方法を採ったことに対する批判も出て

くるであろうが、従来のような改良主義運動では政府に見向きもされず、政府に事態の深刻さを認識させるためには武装蜂起という手段を採って即刻政治交渉に移ることがぎりぎりの選択であったのかも知れない。

「異質のゲリラ」という点では、武装改良主義運動という点が最も異質であると筆者は考えているが、その他にもEZLNが伝統的なラテンアメリカのゲリラと異質な点はある。先住民が組織構成の主体であることも然りであるが、多くのゲリラが資金稼ぎのために誘拐や麻薬密売に関与して組織的犯罪集団に堕してしまう例が多い中にあって、EZLNにはそのような証拠もないし、また報道も一切ない^{*8}。この点もEZLNが一定の支持と同情を維持しているひとつの理由であろう。

* 6 EZLNの蜂起から1995年9月までにEZLNが発出した声明、宣言等の文書は全て以下に収録されている。EZLN, *Documentos y comunicados*, México, Ediciones Era, 1994; EZLN, *Documentos y comunicados 2*, México, Ediciones Era, 1995. 時期の関係で上記に収録されていない第4次「ラカンドン密林宣言」の全文は、*La Jornada*, 1996年1月2日に全文掲載されている。

* 7 もとよりEZLNは自分に都合の悪い質問、例えば「EZLNは武器を放棄すべきか」などという質問は設定していなかった。

* 8 EZLNはいざれナルコ・ゲリラなどという中傷があり得ることを予想し、すでに第1次「ラカンドン密林宣言」の中で、そのような中傷を予め拒否すると述べている。

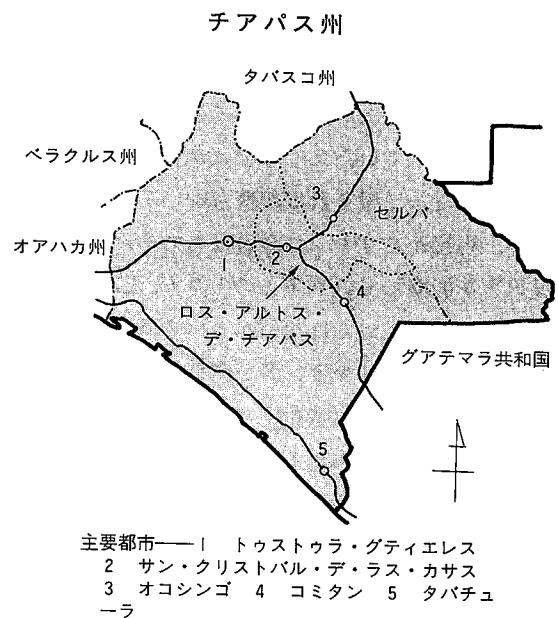
4 チアパス武装蜂起に関する若干の考察

なぜチアパス州において先住民の反乱が生じたのであろうか。もちろん植民地時代から現在にいたるまで先住民の置かれた悲惨な貧困、地域ボス

(カシーケ)による専横と暴力的支配、先住民の伝統が近代的制度の中で無視されたり崩壊していくような政治的、経済的、社会的、文化的背景があったことは否定のしようもない。しかしながら、筆者にはこれらの要因に劣らず、比較的近い過去にチアパス州に生じた経済的・社会的变化と、チアパス州の固有の地勢学的条件が武装蜂起の重要な要因になったと思われてならない。単に貧困というだけなら、あるいは単にPRIと結び付いたカシーケの暴力的支配というだけなら、チアパス州に限らずグレーロ州、オアハカ州、イダルゴ州、トラスカラ州なども同様に貧しく、また内奥の農村地方には地方バスによる暴力的支配の構造が残っている⁹。また、先住民の数もオアハカ州やトラスカラ州には多い。

なぜチアパス州なのであろうか。この問題を考える時に注目しなければならないのは、EZLNの武装蜂起の主体となった先住民が居住し、またその根拠地ないし活動領域となっているのが、チアパス州の中でも北東部にあるいわゆるセルバ地域に限定されている点である。サン・クリストバルを中心とする最も先住民人口が稠密な標高2300m前後の高原地帯であるロス・アルトス・デ・チアパス、あるいはそれより西方のオアハカ州、ベラクルス州に隣接する地域、また、シエラ・マドレ山脈とその南の海岸方面にはEZLNの勢力も影響力も及んでいない(地図参照)。これは単に軍がセルバを包囲しているからだけではなく、もっとEZLNの成立と構成の本質に係わる問題だからである。

それではどのような人々がEZLNを構成しているのであろうか。明らかに白人であるマルコス副司令官は別として、その下にいる覆面を被った指導者層がツエルタル族、ツォツィル族、チョル族などの先住民であることは、その言語から見て間違いないし、EZLNの活動が例えば1994年1月に



蜂起したり、94年末から95年初にかけて活動を活発化させ、逆に95年4月から和平交渉が始まっていることなどから、恐らく、トウモロコシ農業のサイクル(この地域の播種は5月、収穫は11月)と関連していることが推測され、EZLNの構成が先住民であることが窺える¹⁰。

サン・クリストバルからコミタンに向けて幹線道路を走ればよく分かるが、その両側に広がるのは農地ではなく概ね牧地である。1940~50年代以降、チアパス州では牧地開発により多くの先住民が農地を失った。農民が農地を失ったのは、政府の開発計画(ダム建設など)においても同様であった。農地を失った先住民農民は、これが他の州であるならば近隣の都市に出てきて都市貧民の一部となるのであろうが、チアパス州の場合、離農先住民の中には都市に出でて未開のセルバに新天地を求めたものが多く、彼らは多くの場合、先住民の福祉活動に従事するドミニコ会の司祭とともにセルバに入り、故郷の村と同じ零細なトウモロコシ農業を再現することになったのである。

セルバに先住民農民が入植する原因はもうひとつあった。チアパス州の先住民は他地域の先住民に比較してプロテスタンントの比率が高いことが知られているが、プロテスタンントに改宗した先住民が排他的なカトリックの先住民共同体から追い立てられて村を失い、セルバに新天地を求めるものもあった。筆者を先住民村落に案内してくれた南部国境学院の文化人類学者の説明によれば、チアパス州にプロテスタンントの比率が比較的高い理由は明確な説明が困難な由であるが、最も妥当な説明としては、1950年代頃から始まった先住民へのスペイン語教育において、その教科書の作成を政府が米国のプロテstanント系の「夏期言語研究所」(Summer Linguistic Institute)に依頼したところ、同研究所は新訳聖書を基にした教科書を作成し、これを携えて当時多数のプロテstanントの牧師がチアパス州にやって来て、言語教育とともに先住民への布教活動を行なったためであろうとされているとのことである。意図しなかったことではあるが、プロテstanントの勢力拡大活動も、EZLNの遠因となっているのである。いろいろな理由で土地を失ってセルバに入植する農民は次第に数を増やし^{*11}、またその子供たちが成人することで零細なトウモロコシ農業ではセルバ内の人口を養えなくなる。EZLNに加入した先住民はこのセルバに入植した人々の成人した第2世代が比較的多い^{*12}。

EZLNの一般構成員は、特にかつて住んでいたロス・アルトス・デ・チアパスの土地を失い（あるいは追放され）、この地域の先住民とは紐帯を切り離され、セルバという特殊な環境の中で貧困にあえぐ人々である。その意味でEZLNはセルバという環境に依拠して成立する集団であり、セルバを離れては存立できない組織であろうと思われる。ロス・アルトス・デ・チアパスの既存の共同体の

先住民におけるEZLNへの支持はセルバにおけるそれよりは格段に低くなる。それにしても、いかに先住民が伝統を守り排他的であるといいながら、この現代社会においてカトリックからプロテstanントに改宗しただけで共同体を追放する排他性と伝統の墨守は、全面的に仕方のないことと言えるのであろうか。チアパス州の先住民は確かに悲惨な境遇に置かれてきた。しかし、彼らの伝統と排他性がセルバの先住民の蜂起の一因を形成していることもまた忘れてはならないであろう。

他方、EZLNの先住民の指導層にはカテキスタ（カトリックの公教要理を学ぶ人々。この中から将来のカトリック司祭が生まれる）が多いことは指摘されている。チアパス州には約7000名のカテキスタがあり、うち数百名がEZLNに参加しているとされる。カテキスタは保守的かつ伝統的な先住民共同体をカトリック教会を通じて外界と繋ぐ役割を担っており、外部の世界を知るだけにインテリであり先住民の指導者としての資質を有している。特に和平交渉にEZLN側の団長格で登場するターチョはトホロバル族出身のカテキスタとして「セルバ・エヒード連合」の指導者でもあった^{*13}。

政府により正体を明らかにされたマルコス副司令官を始めとして、EZLNの最高指導層、EZLNの組織的起源などについては謎に包まれている。1995年2月の軍事攻勢の際のセディージョ大統領の演説によれば、EZLNは60年代末の左翼組織民族解放軍(FLN)の後身で、暴力革命集団であったとされている。EZLNの研究を行ったテージョ・ディアスによれば^{*14}、69年8月、モンテレイにおけるメキシコ・キューバ文化会館の館長であったセサル・ヤニエスがFLNを地下組織として結成し、70年代末にはその弟フェルナンド・ヤニエス(ヘルマン司令官)が組織のトップになったとされている。

FLNがチアパス州のセルバと接触を持ち始めた

のは1980年代初頭のこと、実際にFLNのメンバーがセルバに入ってきたのは83年11月、同州ミラマル湖近辺の先住民エヒードであったとされている。これが事実であるとすれば、いつからEZLNと自称するようになったのかは不明であるが、少なくとも武装蜂起までEZLNはセルバに10年以上雌伏していたことになる。この間、政府はセルバに武装組織があることを探知していなかったわけではなく、特に93年5月には軍との衝突まで生じているが、NAFTA交渉を行なっているサリーナス政権は武装ゲリラの存在をひた隠しに隠したようである。また、この間、社会主義は崩壊し、中米でもサンディニスタ政権が選挙で敗れ、エル・サルバドルにおいてもファラブンド・マルティ民族解放戦線はクリスティアーニ政権との和平交渉の道を選ぶという国際環境の変化があった。このことがセルバに雌伏するEZLNの内部に路線対立を惹起したであろうことは想像に難くなく、その過程で恐らくマルコス副司令官が組織上の実権を握ったのであろう。

EZLNについてはいまだに分からぬことが多い、ましてやEZLNの蜂起にいたった複雑な背景を解明することは筆者の能力を超えることである。しかし、このいわゆるチアパス問題を、何百年と続く貧困、抑圧、暴力、土地問題などからのみ捉えることは一面的すぎるのであって、比較的最近になって生じた宗教問題(カトリックとプロテスタンの対立、カトリック内部のイエズス会と比較的「解放の神学」に傾斜したドミニコ会の確執など)、EZLNの組織的・思想的背景と国際環境、開発がもたらした負の側面などからも光を当てなければ全体像が見えてこない点は強調しておきたい。

* 9 時おり、グレーロ州、オアハカ州、イダルゴ州にも武装ゲリラがいるのではないかとの報道もある。もちろん政府や軍は否定しており、そ

の証拠もない。ただ、土地のボスなどから自衛するために農民が武装している可能性はあり、それらがゲリラと誤解されているのではないかとの見方はある。

*10 1994年1月1日の武装蜂起でサン・クリストバルの市庁舎を占拠したマルコス副司令官の部隊には、「明らかにメキシコのスペイン語ではないスペイン語を話すゲリラがいた」との証言もあり(同地のある人物より筆者が聞き取り)、武装蜂起当時は中米ゲリラが手伝いに来ていた可能性は否定できない。

*11 1995年2月の軍事攻勢の直前に南部国境学院の複数の文化人類学者が筆者に説明したところでは、EZLNがある程度影響力を及ぼしている地域の人口は約5万、EZLNの完全な支配地域の人口は約8000と推定されている由。軍事攻勢以降はEZLNは事実上軍に包囲された形となっているので、これらの人口は現在では減少している可能性がある。ちなみにチアパス州全体の人口は約310万、セルバ全体の人口は約20万と推定される。

*12 EZLNの一般構成員の特徴については、前記の南部国境学院の研究者から受けた説明をもとに記述した。

*13 *Proceso*誌、1995年7月17日号。

*14 Tello Díaz, Carlos, *La rebelión de las cañadas*, México, Cal y Arena, 1995は、EZLNの組織的背景を知るために必読の文献である。ただし、著者テージョ・ディアスは軍諜報部から情報提供を受けて執筆したとして、EZLN支持者から批判されている。EZLNの組織的背景を知るには、Esteve Díaz, Hugo, *Las armas de la utopía : la tercera ola de los movimientos guerrilleros en México*, México, Instituto de Proposiciones Estratégicas, 1995; Oppenheimer, Andrés, *México : en la frontera del caos*, México, Javier Vergara Editor, 1996も参照されたい。

むすび

和平交渉は「先住民の諸権利と文化」の討議の結果が合意され、目下次のテーマである「民主主義と正義」に関する討議が始まりつつある。この種の和平交渉としては非常に迅速な展開と言えるが、だからと言ってここ1~2年以内に最終的な和平合意に達するかどうかは判断するには時期尚早である。「先住民の諸権利と文化」の合意内容ひとつをとってみても、それを実施するにはかなりの制度的改変を迫られるので、問題はそれが実現に向けて動きだすかどうかである。双方の合意によりその実施をフォローアップする委員会が設置されることになっているが、過去の合意内容の履行状況次第では、その時点で行おうとしている別のテーマに関する討議が立往生するような事態が生じないとも限らないであろう。しかし、紆余曲折は予想されるにしても、最終的な和平合意に向けた大きな流れは形成されたといえる。

サリーナス政権下でカマーチョ和平調整官が交渉にあたっていた頃の政府の目論見は、EZLNが提起した問題をチアパス州の地域問題としてとどめ、貧困などの経済的社会的問題は同州への膨大な社会投資によって緩和しようとするものであった。セディージョ政権になってからは、EZLNの問題は必ずしもチアパス州のみの問題ではないことを、公式には表明しないものの暗黙のうちに認

めた形になっている。これは、セディージョ政権になってから政府と主要政党の間で政治改革のための議論が行なわれていることからも分かるように、政治改革を自分の政権に課された課題と意識する現政権の姿勢とも関係していると思われる。和平交渉が多くの法的・制度的改革を伴う全国的問題を視野に入れた討議になりつつあるので、当然、中央レベルで行なっている政治改革の議論といずれどこかで連動させねばならなくなるであろう。政治改革の議論は、もちろんメキシコをより民主的な制度の国にしようとするものであるが、一面、伝統的PRI体制の終焉にさしかかっている現在、PRIは新制度の下での生き残りをかけ、他方野党第1党国民行動党(PAN)にとって2000年の政権交替をかけた熾烈な駆引きでもある。

今後は、チアパス和平交渉は前記のような側面を持つメキシコの政治改革の枠組の中に位置づけて観察していく必要があろう。時には、和平交渉がPRI体制の終焉という時代環境の中で翻弄される局面が出来するようなことはあるかも知れない。

(1996年4月記)

〔付記〕 本稿の内容は筆者個人の見解であり、外務省あるいは在メキシコ大使館のそれを代表または反映するものではない。

(ふちがみ・たかし／在メキシコ日本大使館書記官)